

第4章 施策の方向性と展開

基本目標Ⅰ 人権を尊重し、暴力（DV）が無い環境づくりの推進

施策の方向性

全ての女性が一人の人間として尊重され、安全・安心な社会環境において、自立して暮らす権利を守るため、女性支援法が施行されました。困難な問題に直面している女性の人権が擁護されるためには、全ての市民が、女性支援法の存在を認知し、女性特有の困難さがあることを理解し関心を持つことや、適切な支援を受けるための相談窓口を知ることが大切です。

また、全ての人の人権擁護が図られる必要があります。男女平等の実現を阻害する一因として暴力があります。これは、性別、加害者と被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。

また、暴力の多くは家庭の中で行われるため、表面化しにくく、被害者が生命にも関わる深刻な状況に置かれることがあります。一方で、加害者は、配偶者に対する暴力が犯罪だという意識が低く、一時的に和解しても、すぐに同じことを繰り返す傾向が見られることや、DVは子どもに対しても影響が大きく、DVがある家庭で育った子どもは、成人後もその影響が残る場合があります。

このような状況を踏まえ、DVは、「犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害」であることや、相談窓口等を広く周知するとともに、関係機関に対する資質向上を目指した研修、啓発、協力要請や若い世代に対する教育、啓発活動等に努めます。

個別目標（Ⅰ） 市民に対する人権意識の醸成

現状と課題

困難な問題に直面している女性の人権が擁護されるためには、全ての市民が困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の存在を認知し、女性特有の困難さがある特性を理解し関心を持つことが大切です。

市民意識調査における「女性支援法認知度」（図表1）では、法律があることを知っていると回答した人が内容はよく知らない人を含め17.8%、「法律があることも、その内容も知らない」と回答した人が79.9%となり、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の普及啓発が必要です。

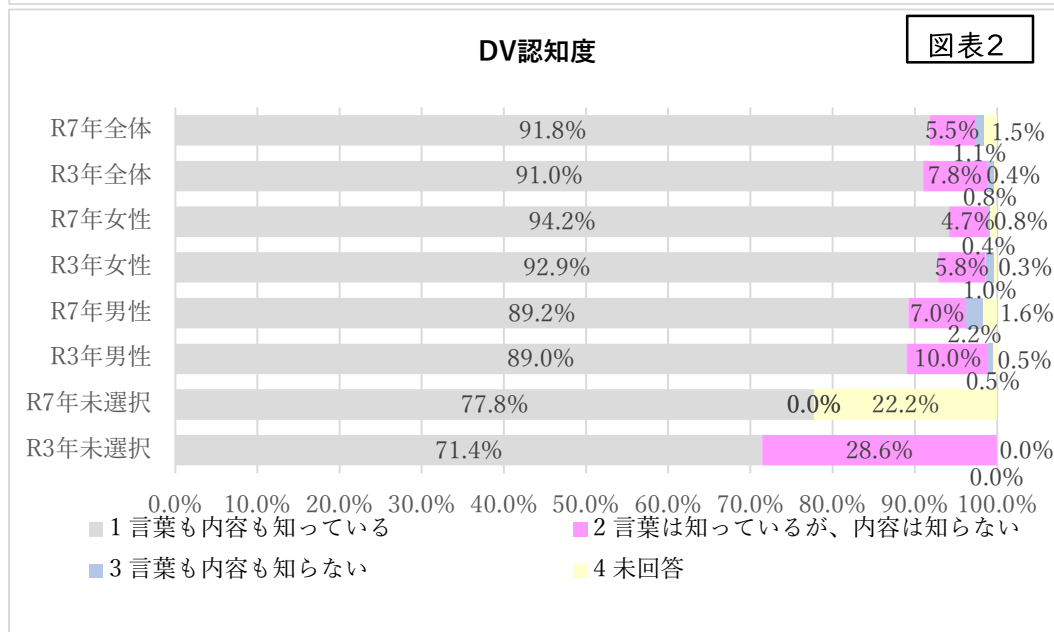
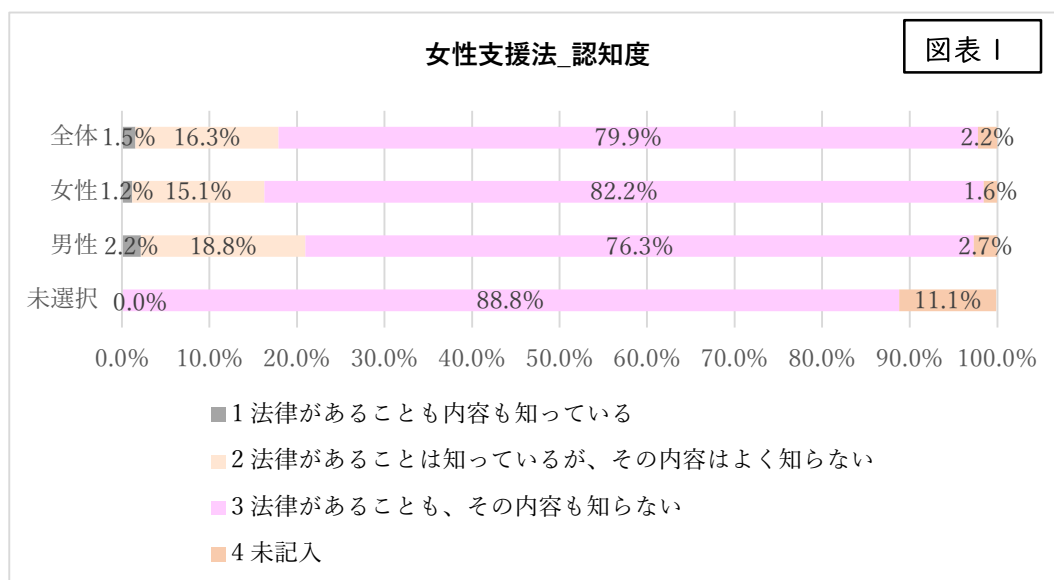
「DV認知度」（図表2）では、「DVについて知っている」と回答した人は91.8%（前回91.0%（前回とは令和3年度実施のアンケートを指す））と横ばいでしたが、「DV防止法 認知度」（図表3）については、「法律があることも、内容も知っている」と回答した人は30.5%（前回20.8%）と増加したものの、「法律があることは知っ

ているが、内容はよく知らない」は54.7%（前回67.7%）となり、内容の理解までは浸透していない傾向となりました。

「DVだと思いう行為」（図表4）では前回のアンケートと同じく「身体的暴力」を約9割の方がDVと認識している一方、「交友関係や電話連絡などを細かく監視する」や「GPSや位置情報アプリ等で行動を監視したり、スマートフォンをチェックする」など、身体的な暴力ではないDVの認知度が約6割と他のDVと比べ、暴力としての認識が低い傾向となりました。

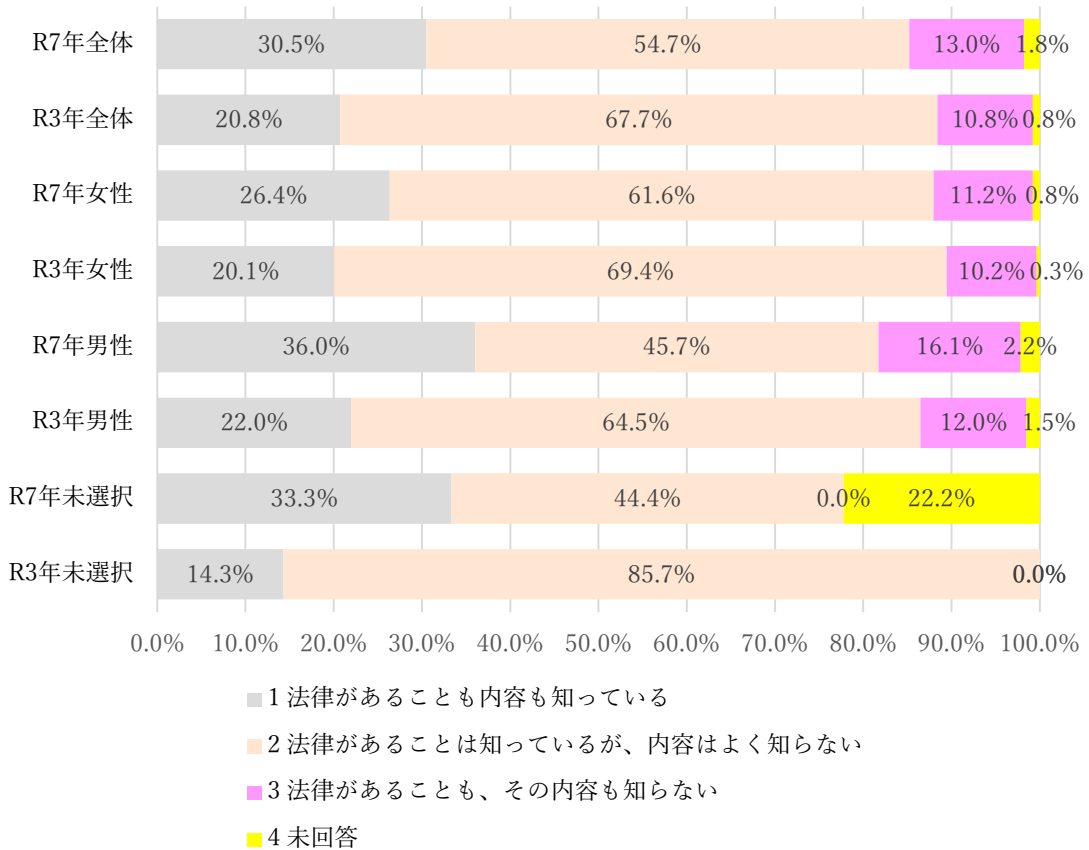
DVを防止していくためには、市民がDVについての正しい認識を持つことが必要となります。DVは配偶者やパートナーなど親密な関係で発生するため、表面化しにくく、家庭の問題として過小評価されてしまいがちです。

また「DVを見聞きした経験」（図表5）では、「身近に暴力を受けた人がいる」が全体では19.9%で、特に女性は25.2%となっており、女性のほうが暴力を身近で感じている割合が高い傾向となりました。



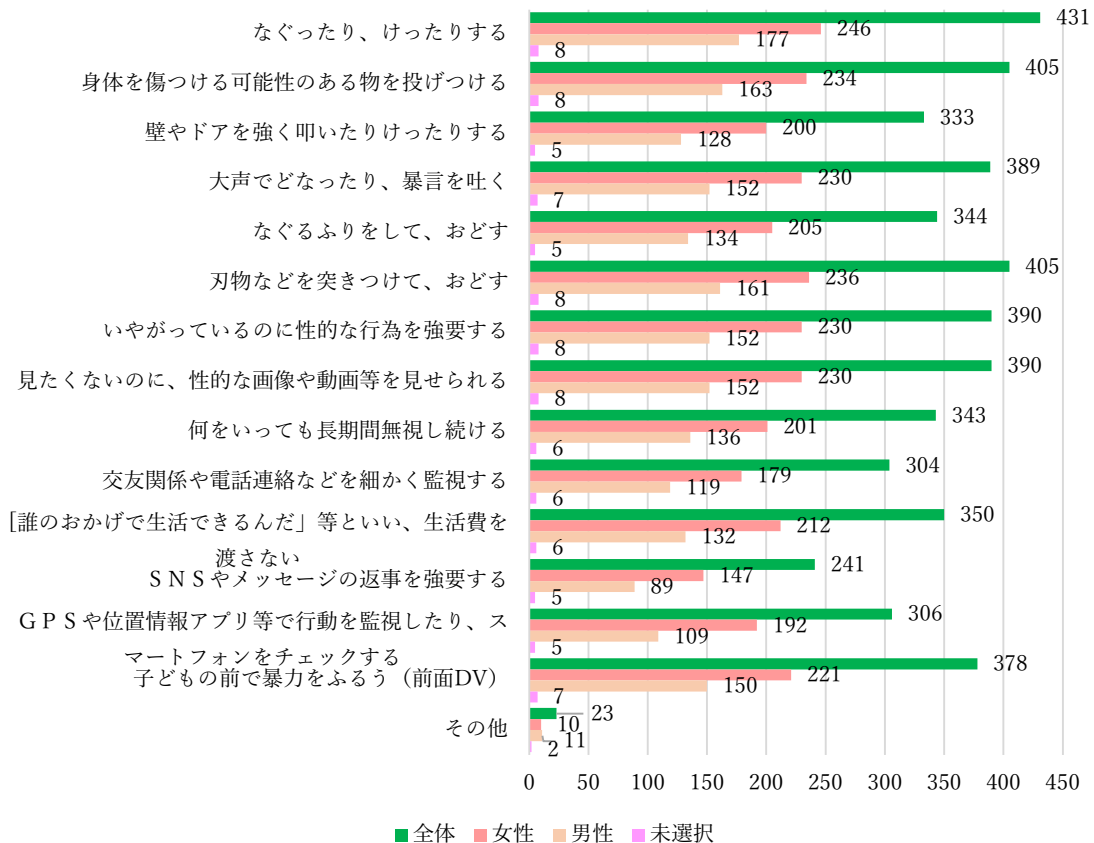
DV防止法_認知度

図表3



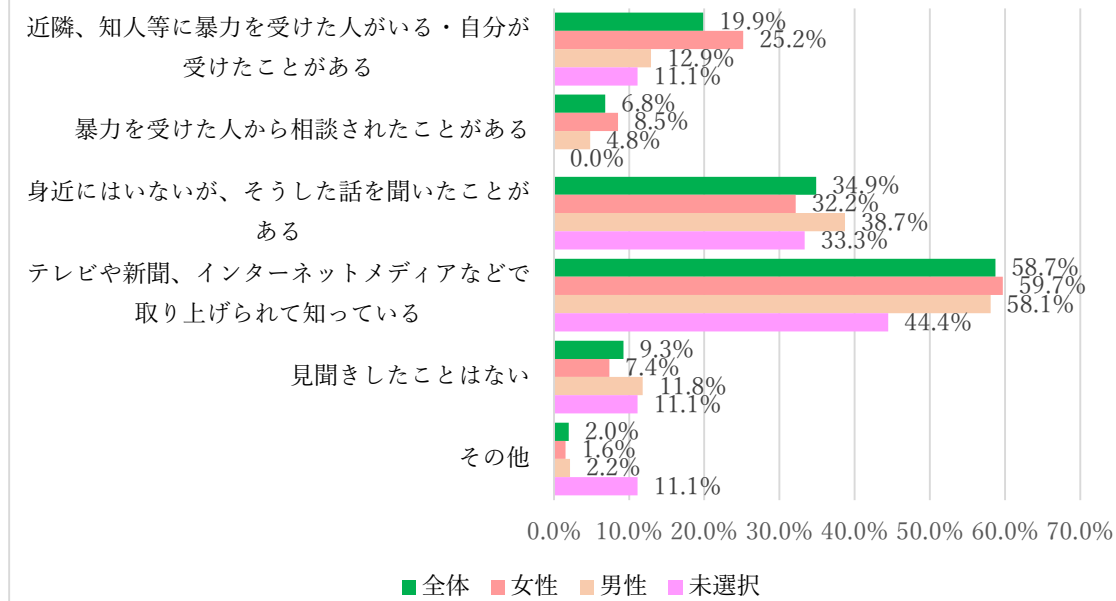
DVだと思う行為(R7)

図表4



DVを見聞きした経験(R7)

図表5



今後の取組

女性支援法の存在を認知し、女性特有の困難さがあることを理解し関心を持つことやDVを防止していくためには、市民に向けて情報を発信していくことが必要であり、広報紙、ホームページ、リーフレット等を活用した情報提供を進めます。また、「女性に対する暴力をなくす運動」※4期間を中心に啓発活動を行い、今まで以上に取組を強化します。

| 施策の方向と取組内容 | 区分 | 担当課 |
|---|----|------------------|
| ①広報や市ホームページ等による啓発 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の存在を認知し、女性特有の困難さがあることを理解し関心を持つことや、暴力（DV）についての知識を持ち、暴力（DV）は犯罪をも含む行為であることを認知するために、広報紙、ホームページ、リーフレット、チラシ等を活用した情報提供を進めます。 | 継続 | 福祉総合相談課 市民交流課 |
| ②「女性に対する暴力をなくす運動」の推進 「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）を中心に、啓発活動を行います。 | 継続 | 福祉総合相談課 市民交流課 |
| ③DV防止講座や、ジェンダー意識に関する講座の実施 学校関係、関連諸団体等に積極的に情報提供し、DVとモラルハラスメントやジェンダー意識を含めた分かりやすい講座を実施します。 | 拡充 | 福祉総合相談課 市民交流課 |

| | | |
|---|-----------|--------------------------|
| <p>④市民意識調査の実施</p> <p>計画策定時に女性特有の困難さやDV対策の周知を積極的に進める為、実態把握や市民の意識調査などを実施し、分析を進め公表します。</p> | <p>継続</p> | <p>福祉総合相談課 市民交流課</p> |
|---|-----------|--------------------------|

※4「女性に対する暴力をなくす運動」とは 女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、毎年11月12日から25日までの2週間を官民連携・協力のもと、内閣府が主導して実施している。

個別目標（2） 人権教育の推進

現状と課題

女性支援法の存在を認知し、女性特有の困難さがある特性を理解し関心を持つことや、DV根絶に向けては、こどもの頃からの人権教育・啓発がとても重要で効果的です。

また、こどもの頃からの人権教育を実施することで、DVの被害者も加害者も成人後のメンタルの回復や予防につながります。

交際中の恋人同士の間で起こる暴力行為である「デートDV認知度」(図表6)は、49.2%(前回48.1%)でした。

「DVについての感じ方」(図表7)の質問では、「絶対に許せないと思う」は60.5%(前回70.2%)「人権侵害だと思う」は、36.6%(前回40.4%)でした。

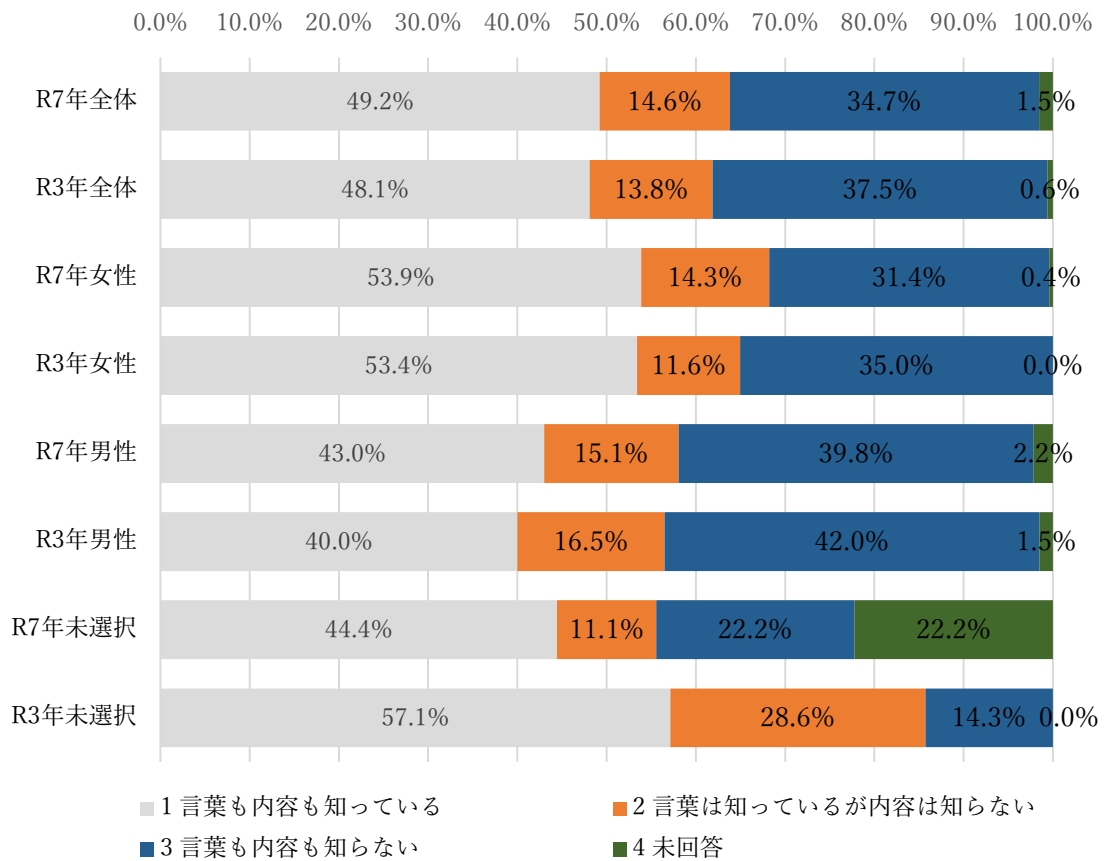
また実際に「配偶者等からの暴力の被害経験」(図表8)では、「暴力を受けたことがある」は全体では11.7%(前回9.8%)ですが、性別でみると女性は18.2%(前回14.3%)と多く、男性では3.2%(前回3%)とそれぞれ増加しています。

さらに、「暴力をふるった経験」では、男性は9.7%(前回8.0%)と多く、女性は1.9%(前回1.0%)でした。被害者の多くは女性であり、暴力の内容で見ると、精神的な暴力が一番多く、前回まで一番だった身体的な暴力を上回る傾向となりました。

「DV・デートDV防止のために必要なこと」(図表9)では、「学校で児童・生徒・学生に対し、人権尊重・男女平等に関する教育を行う」が68.7%(前回65.6%)と一番多く、次いで「家庭でこどもに対し、人権を尊重するための教育を行う」、「加害者への罰則を強化する」が共に62.7%となっており、また、自由記述においても、学校等で小さいときから人権を尊重する教育が必要という意見が複数見られるなど、DVを防止するためには学校や家庭でこどものうちから人権を尊重する教育が必要という意識が高いことが伺えました。

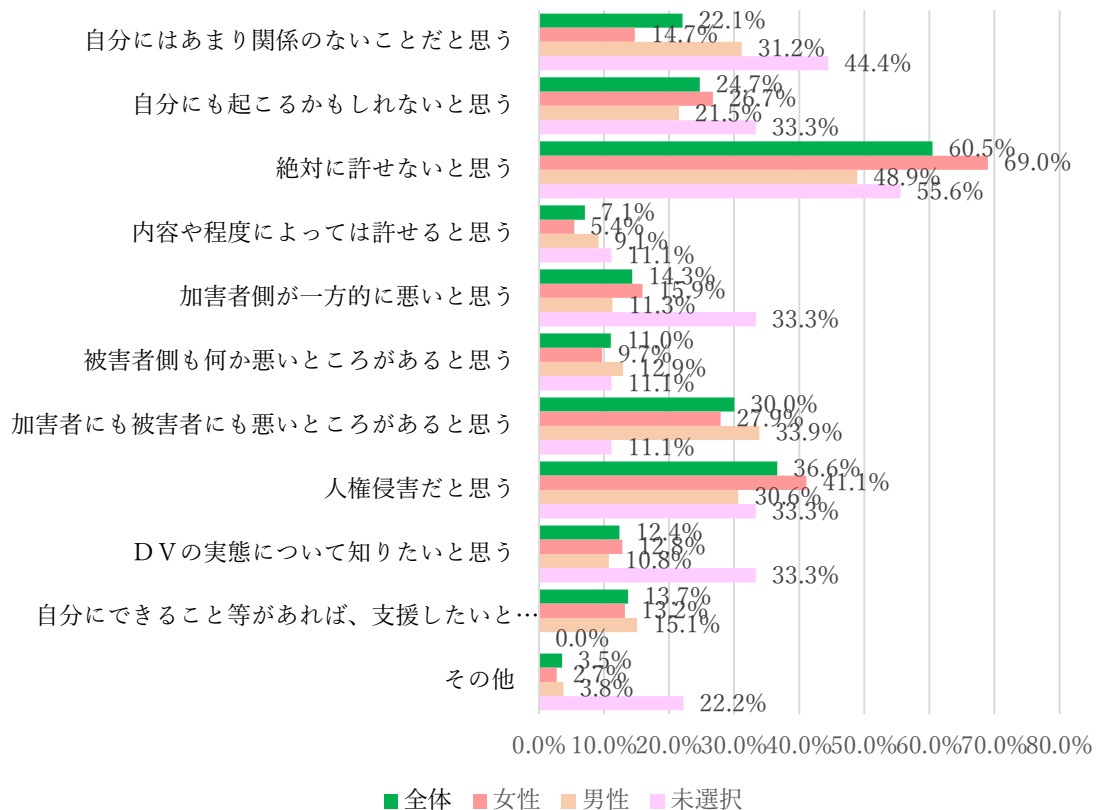
デートDV認知度

図表6



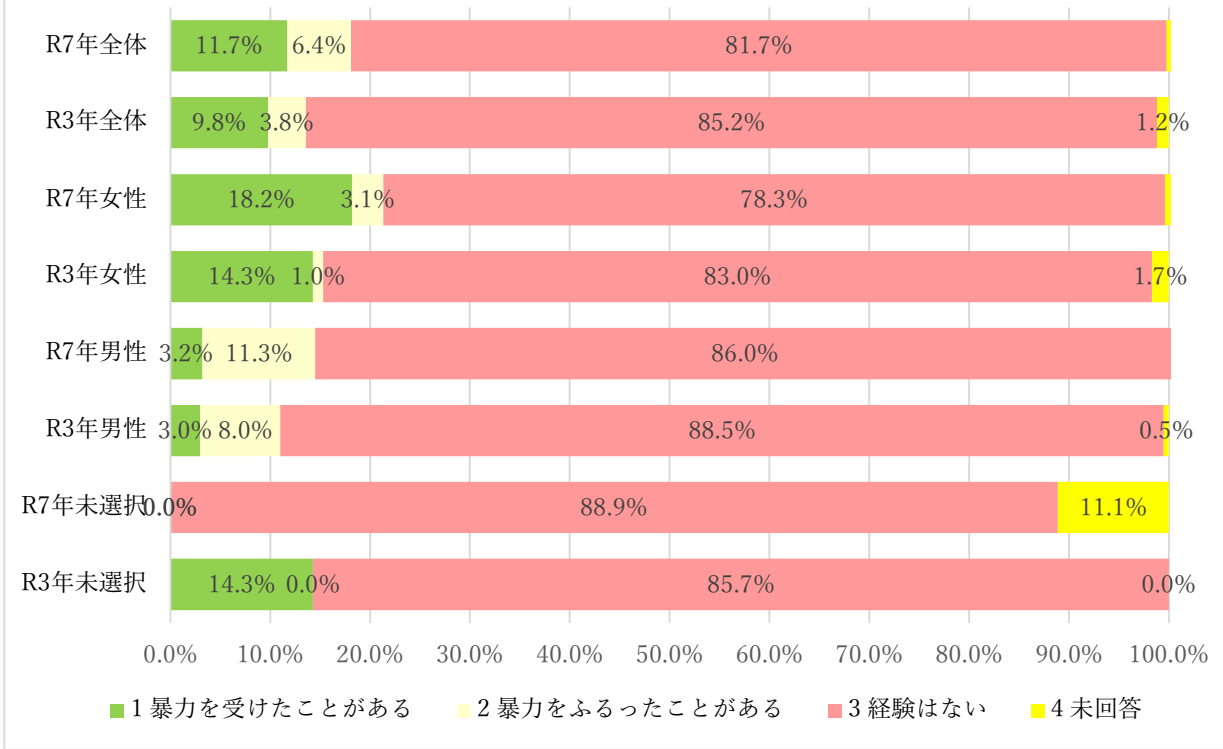
DVについての感じ方(R7)

図表7



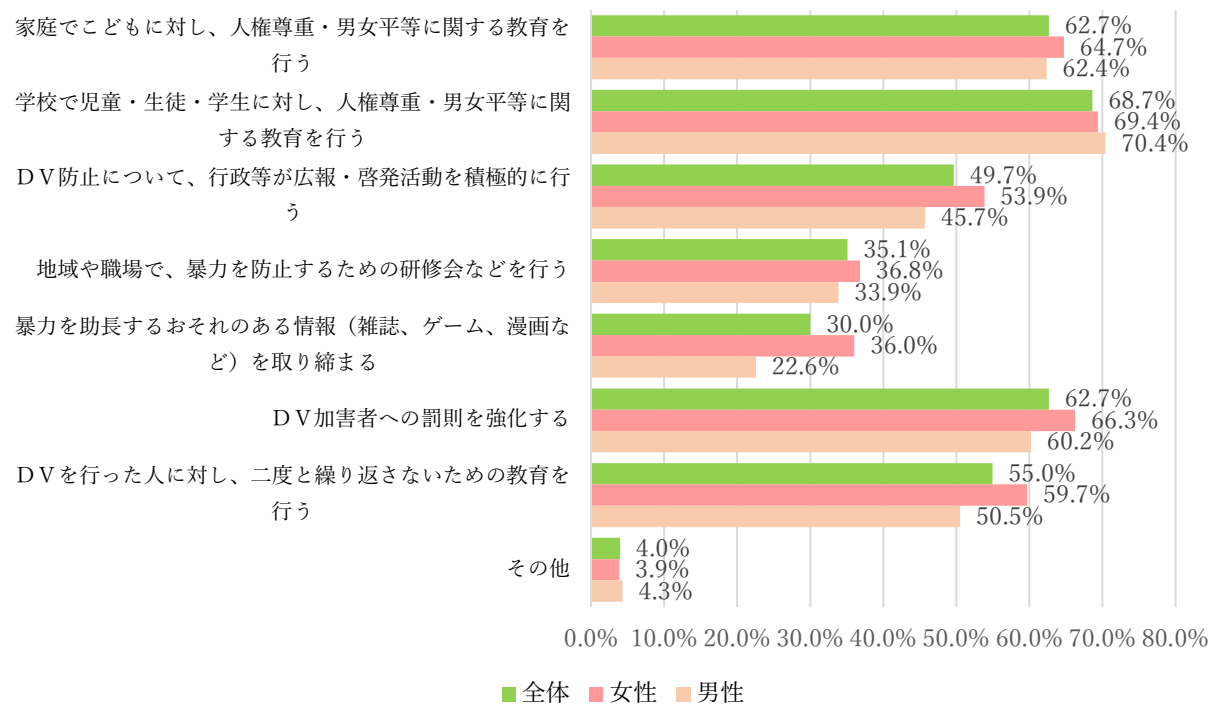
配偶者等からの暴力の被害経験

図表8



DV・デートDV防止のために必要なこと (R7)

図表9



今後の取組

若い時からの人権教育として、女性支援法についてや、女性特有の困難さを理解し関心を持つための啓発を行います。

また、「DVは人権侵害」であることを伝えるDV（デートDV含む）防止に関する講座を継続して実施します。

特に、配偶者等との間の暴力的関係は、交際期間から始まっていることも多いことを踏まえ、若年世代に対し、お互いを尊重し信頼に基づく関係を築けるよう、リーフレットやホームページ等での情報発信等を通して、デートDV防止に関する効果的な啓発を進めます。

さらに、暴力によらずに問題を解決する方法を身につけることも大切です。自分自身の大切さを自覚するとともに、虐待、暴力行為、いじめ、セクシュアル・ハラスメント等の危機に対応するための知識や方法を学ぶ機会を増やします。学校関係、保健センター等と連携し、DVと人権を交えた情報提供や、若年層をはじめ、全年齢に対する啓発を進め、男女がお互いに人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力を許さない意識を高めます。こどもたちと接する機会が多い教職員等学校関係者に対しても周知を行います。

| 施策の方向と取組内容 | 区分 | 担当課 |
|---|----|----------------|
| <p><u>①若年層（学校等）における人権教育の推進（若い世代へのデートDV防止に関する講座の実施）</u> 若い世代に向けて、学校教育活動等を通じ、デートDV防止、人権についての教育を行います。 分かりやすいリーフレットや、携帯サイトの活用など、若者が関心を持ちやすいツールを用いた啓発や情報提供を行います。</p> | 継続 | 学校教育課 市民交流課 |
| <p><u>②男女平等・家庭内における相互尊重の育児の推進</u> もうすぐパパママ学級や乳幼児健康診査、訪問指導において、男女共同、家庭内における相互尊重の育児の推進、DV防止の啓発、DV相談窓口、相談方法についての周知普及を行います。</p> | 継続 | 健康増進課 |
| <p><u>③教職員等学校関係者に対する周知</u> 学校等でのDV予防教育のための、DVに関する基礎知識の啓発を行います。また、教育機関で発生した事案でDVが背景にある場合、関係機関と連携を図り情報交換や連絡調整を行います。</p> | 継続 | 学校教育課 |

| | | |
|---|-----------|--|
| <p>④女性特有の困難さについての理解と啓発</p> <p>研修会や講演会等を通じて、様々な事情により日常生活又は社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性に対する理解と啓発を進めるための取組を行います。</p> | <p>新規</p> | <p>福祉総合相談課 福祉企画課 高齢介護支援課 こども未来課 保育支援課 障がい療育支援課 健康増進課 市民交流課 地域医療連携室</p> |
|---|-----------|--|

個別目標（３） 相談窓口の周知

現状と課題

困難な問題に直面している女性を始めDV被害者が安全な生活を送るためには、本人が情報を入手し、支援者等の力を借りながら最終的には自分自身で決定し、問題を解決できる行動がとれるようになることが大切です。そのためには、自身が自分の置かれている状況を理解した上で相談先を知ってもらうことが必要です。

「相談窓口認知度」（図表 10）について、困難な問題を抱える女性の相談窓口を「知っている」と答えた人は16.3%で、「知らない」と答えた人は79.1%であり、相談窓口の周知が必要です。

「暴力を受けた後の対応」（図表 11）（複数回答）について、50.9%の方は「暴力をふるった相手に抗議」をしたり、「家族や友人など身近な人に相談」をしています。

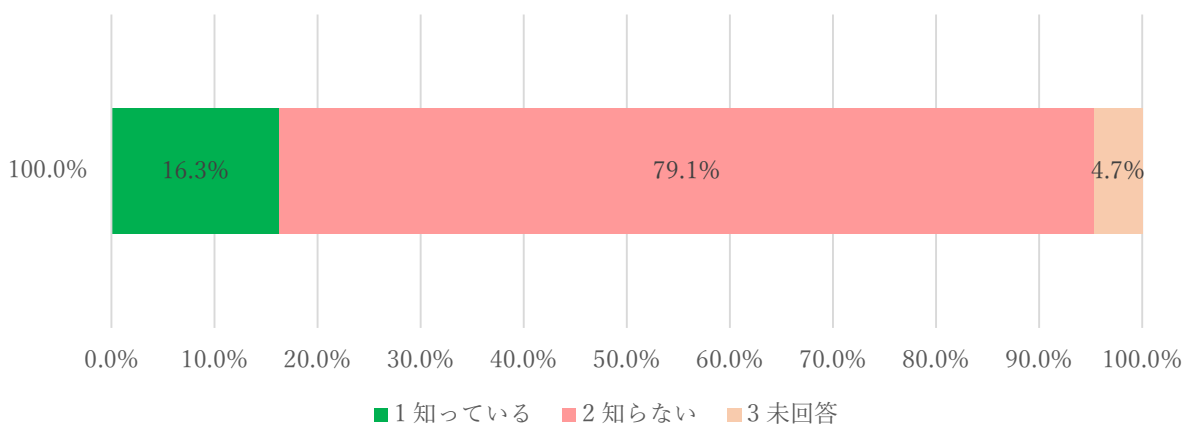
しかし、「相談機関に相談した」人は8.5%程度とまだまだ少ない状態です。また「相手に抗議しなかった（できなかった）」「相談をしなかった（できなかった）」人も18.3%ほどいます。そのため、本人自身が、今の状態をDVと認識するとともに、身近に相談窓口があることを広く周知していく事が必要です。

さらに、配偶者等から暴力を受けたとき「抗議をしなかった理由」（図表 12）について、「こどもや生活のために、『自分さえ我慢すればよい』と思った」が一番多く60.0%でした。次いで「仕返しやもっとひどい暴力を受けると思った」が40.0%となりました。

しかしながら、DVは、繰り返し起きることや回数を重ねるごとに被害がエスカレートする傾向があることから、何もしないことが事態をさらに悪化させる恐れがあるという認識を深めてもらえるように、周知・啓発を進める必要があります。

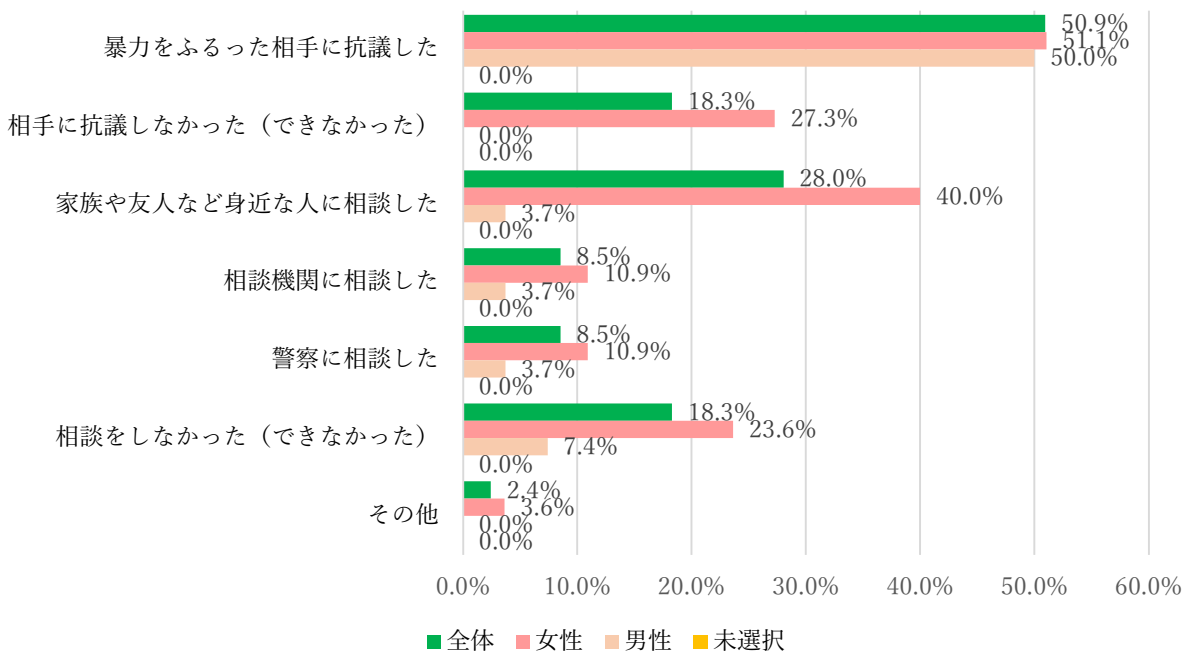
困難な問題を抱える女性の相談窓口認知度【女性のみ】

図表10



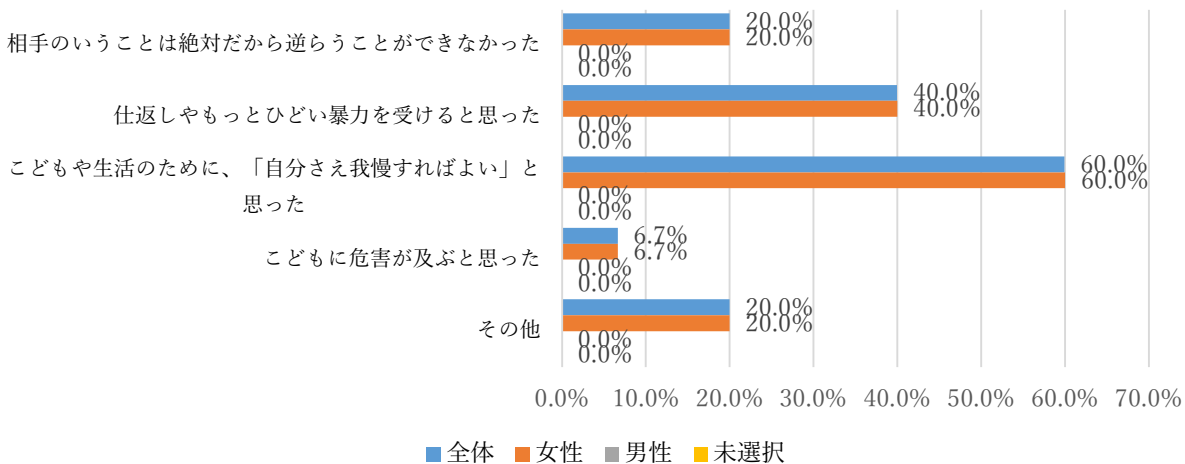
暴力を受けた後の対応(R7)

図表11



抗議をしなかった理由

図表12



今後の取組

困難な問題を抱える女性の相談窓口の周知と女性 DV 被害者への支援を進めるために、今後も DV 相談案内カードを市庁舎窓口、市庁舎女性用トイレ、市立病院、図書館、警察署、保健センター、救急医療センター、総合福祉会館、裁判所などに設置します。また、広報紙、市のウェブサイトなども利用し、DV 相談窓口や直通電話番号の周知などの相談窓口の広報を推進します。

また、相談支援の必要な人が適切な相談機関につながっていない状況が考えられるため、支援を行う関係機関の連携やネットワークをより強化します。

| 施策の方向と取組内容 | 区分 | 担当課 |
|--|----|------------------|
| ①女性相談・DV相談案内カードの配布 女性相談・DV相談案内カードを関係機関の窓口、病院等に設置し相談窓口を広く周知します。 | 継続 | 福祉総合相談課 市民交流課 |
| ②リーフレットを利用した窓口の周知 リーフレットを作成し、困難な問題を抱える女性の相談窓口や、DVの相談機関の周知を行います。 | 継続 | 福祉総合相談課 市民交流課 |
| ③メディアなどを活用した窓口の周知 市のウェブサイト、広報紙、報道機関など、様々な媒体により相談窓口を広く周知します。 | 継続 | 福祉総合相談課 市民交流課 |

個別目標（４） 関係機関への研修の実施

現状と課題

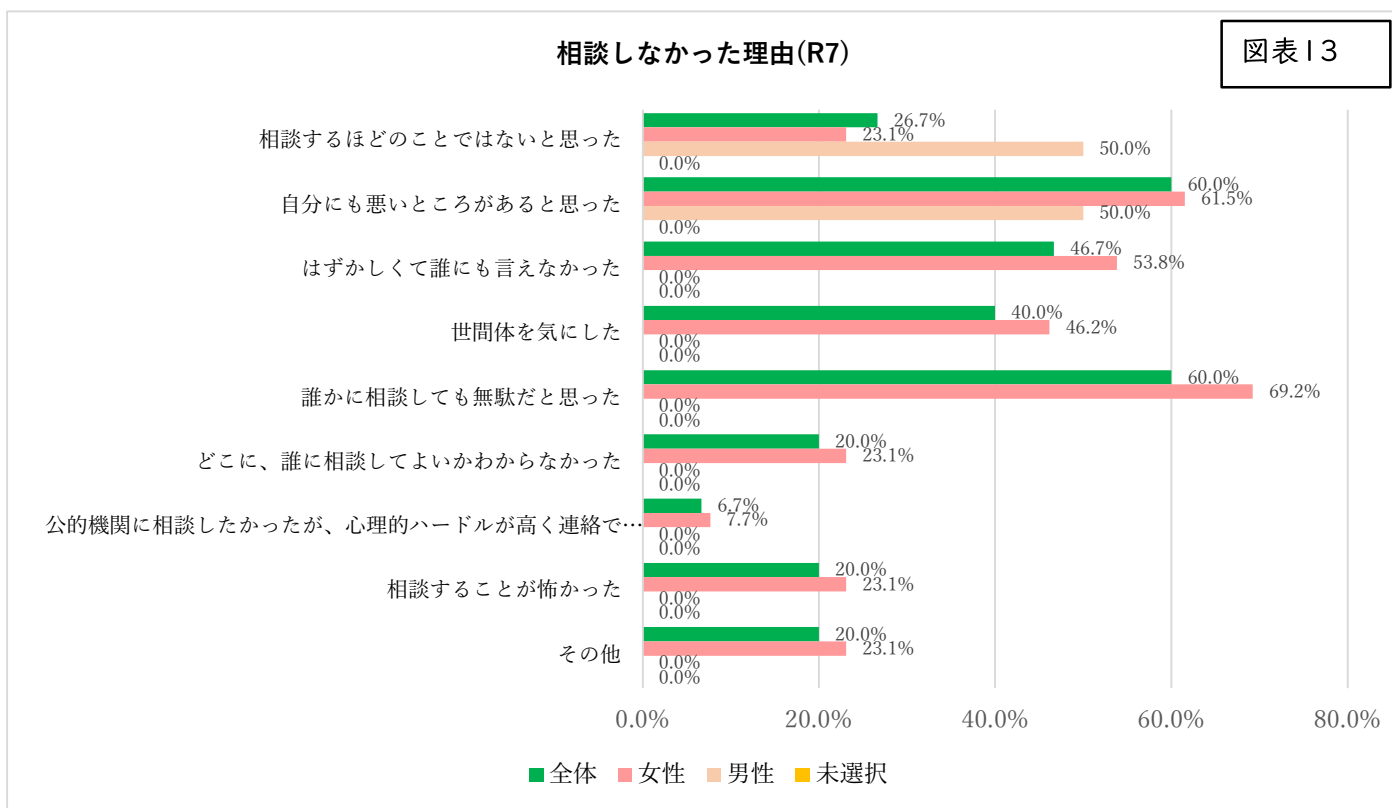
配偶者等から暴力を受けたとき「相手に抗議しなかった（できなかった）」の最も大きな理由は、図表 12 にあるように「子どもや生活のために自分さえ我慢すればよいと思った」が一番多く、次いで「仕返しやもっとひどい暴力を受けるといった」となります。また、「相談しなかった理由」（図表 13）の最も大きな理由は「誰かに相談しても無駄だと思った」（60.0%）と「自分にも悪いところがあると思った」（60.0%）が同数で、次に「はずかしくて誰にも言えなかった」（46.7%）、「世間体を気にした」（40.0%）となっています。このことにより、図表 11 に示された 18.3%の方が、相談できていない状況にあること背景が伺えます。

相談の中で、過去に暴力を振るわれ負傷して整形外科を受診しても、医師には「転倒した」と言い、真実を伝えられないという相談者もいます。

そのため、「DV防止法」では、医療、保健関係者が配偶者等からの暴力により負傷した者を発見したときには、その意思を尊重したうえで警察・関係機関等への通報や、相談窓口の情報提供などを通じて、被害者の早期発見につなげることが期待されています。また、地域福祉を担う民生委員等の福祉関係者も、相談業務や対人援助業務を行う中で同様の立

場にあることから、医療、保健関係者に準じた対応が望まれています。

一方、相談者にとって自分にも悪いところがある、世間体が気になる、はずかしいなどの感情から相談をためらう方が少なくないことも踏まえ、早期発見のための相談の在り方を共有する事や、被害者が暴力に悩みながらも、相談にたどりつかない場合が多いという現状から、医療や保健等の関係者が支援の糸口を提供することは、被害者自身の行動を促す上で大きな役割を果たします。



今後の取組

被害者の早期発見、早期対応、二次被害を与えない対応等、職務関係者に対して、DVに関する情報提供に努めるとともに、緊密な連携を推進します。

| 施策の方向と取組内容 | 区分 | 担当課 |
|---|----|-----------------------------|
| <u>①早期発見のための関係者(医療、教育、保育、保健、地域、民生委員・児童委員等)への啓発</u> DVを発見する可能性の高い関係者に市の関係機関用のマニュアルを利用し、DVの周知と協力を呼びかけます。 | 継続 | 福祉総合相談課 福祉企画課 地域医療連携室 |
| <u>②県対応マニュアルの医療機関への周知</u> 県が作成した医療機関向けの対応マニュアルについて周知します。 | 拡充 | 福祉総合相談課 福祉企画課 |

| | | |
|--|-----------|--------------------------|
| <p>③二次被害の防止のための研修</p> <p>庁内職員に対し、相談時の不適切な対応を防止するための周知を行います。</p> | <p>継続</p> | <p>福祉総合相談課</p> |
| <p>④関係職員等への研修の実施</p> <p>被害者の相談に応じる職員に対して、DVに関する知識を深め、きめ細かな対応ができるような研修を実施します。また、国や県での研修等の情報提供を行います。</p> | <p>継続</p> | <p>福祉総合相談課 市民交流課</p> |

基本目標 2 安全で安心できる相談体制づくりの推進

施策の方向性

総合相談の件数は年々増加傾向にあり、その相談内容は、困難な問題を抱える女性に限らず、男性、高齢者、障がい者、外国人、性的少数者など専門性が求められる相談など複雑多様となり問題解決までの期間も長期化しています。そのため、複雑な問題に対応できる女性相談支援員の専門性の更なる向上に努めます。

また、DVは、家庭の中で行われるため表面化しにくく、外部からの発見が困難な問題であるうえ、被害者が家庭内の事情等様々な理由から保護を受けることをためらう傾向があります。DVを解決する第一歩は、早期に専門相談機関等に相談することです。被害者がいつでも安心して気兼ねなく相談でき、被害者の意向を尊重した適切な対応、支援ができるような体制づくりや施設を充実させていく必要があります。

個別目標（1） 相談体制の強化

現状と課題

福祉総合相談課に女性相談支援員2人を配置し、年間1,700件（令和6年度）を超える相談、支援に対応してきました。しかしながら、相談員の確保については苦慮しており、安定した相談体制づくりが課題です。

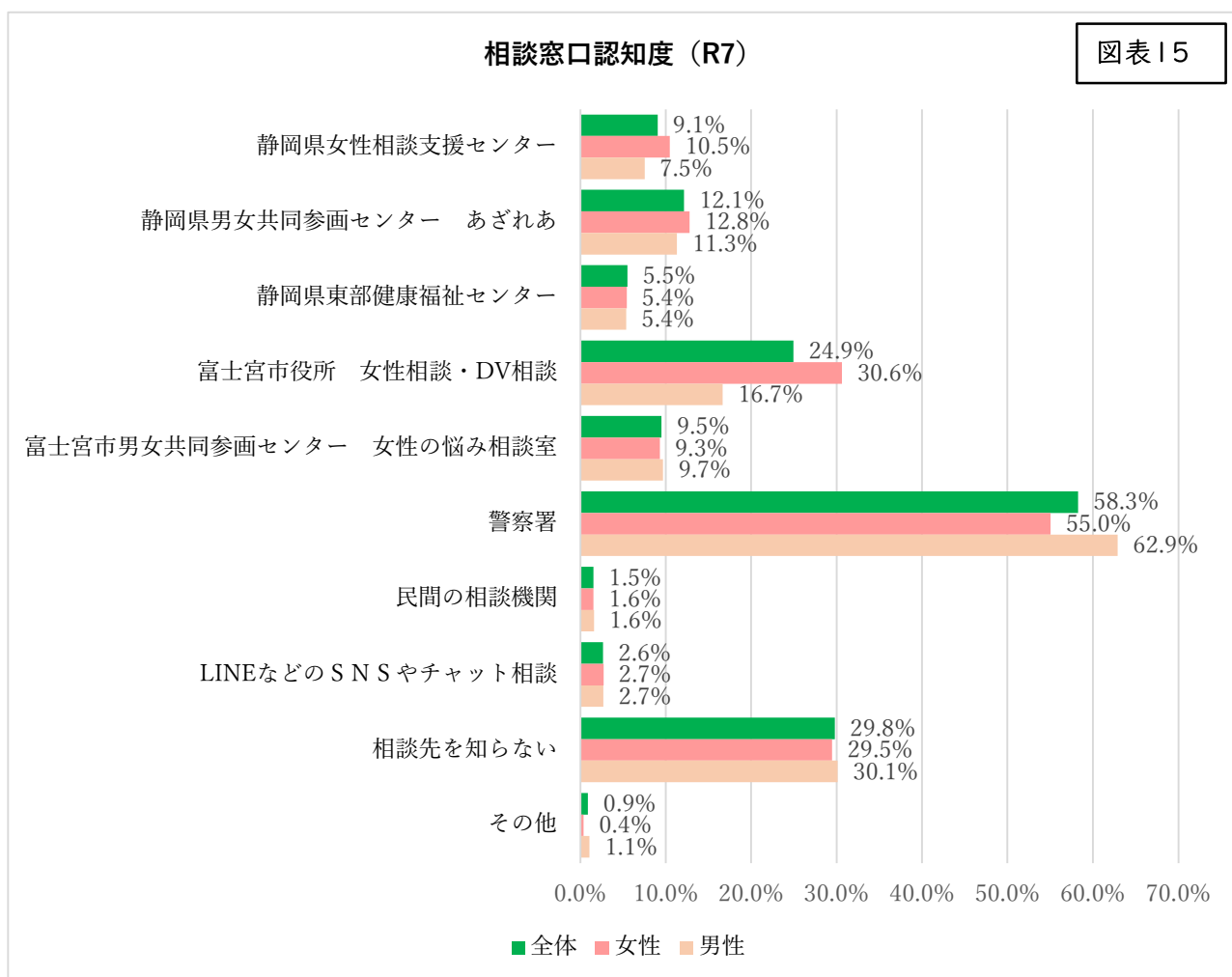
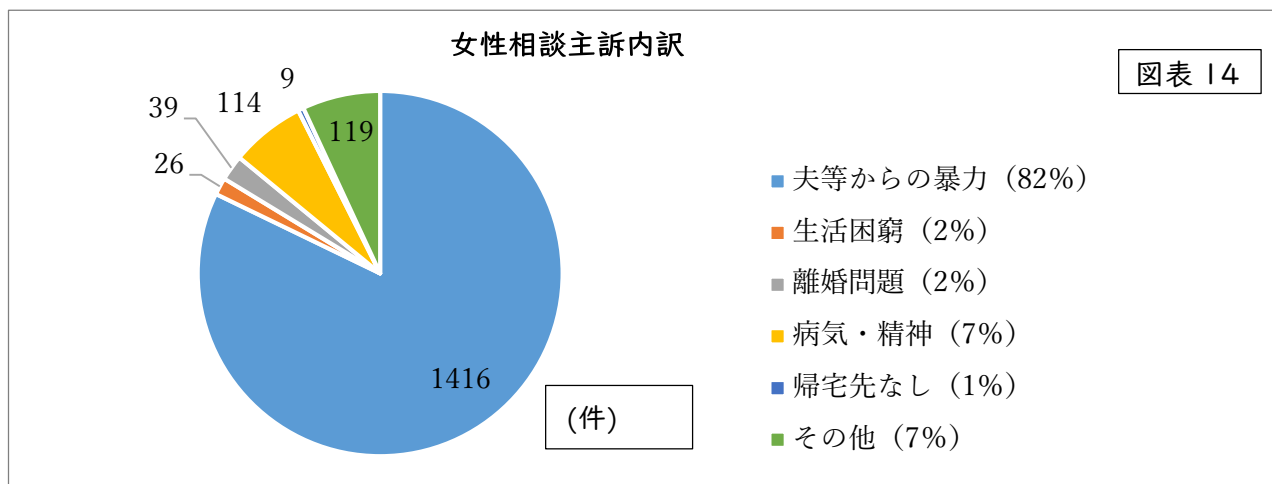
相談内容も、新型コロナウイルス感染症や、物価高騰などに起因する社会不安や閉塞感などが広がり、精神的な問題や収入の減少などに起因した経済的な問題による相談も増えています。

「女性相談主訴内訳」（図表14）によると、相談内容として、夫からの暴力の相談が8割と一番多い傾向は変わらず、令和6年度は、1,416件にまで増えています。

「相談窓口認知度」（図表15）については、前回のアンケートと変わらず、「警察」（58.3%）が最も多く、次に「富士宮市役所」（24.9%）となっています。しかし複数回答であっても「相談先を知らない」（29.8%）と答える方が3割程います。

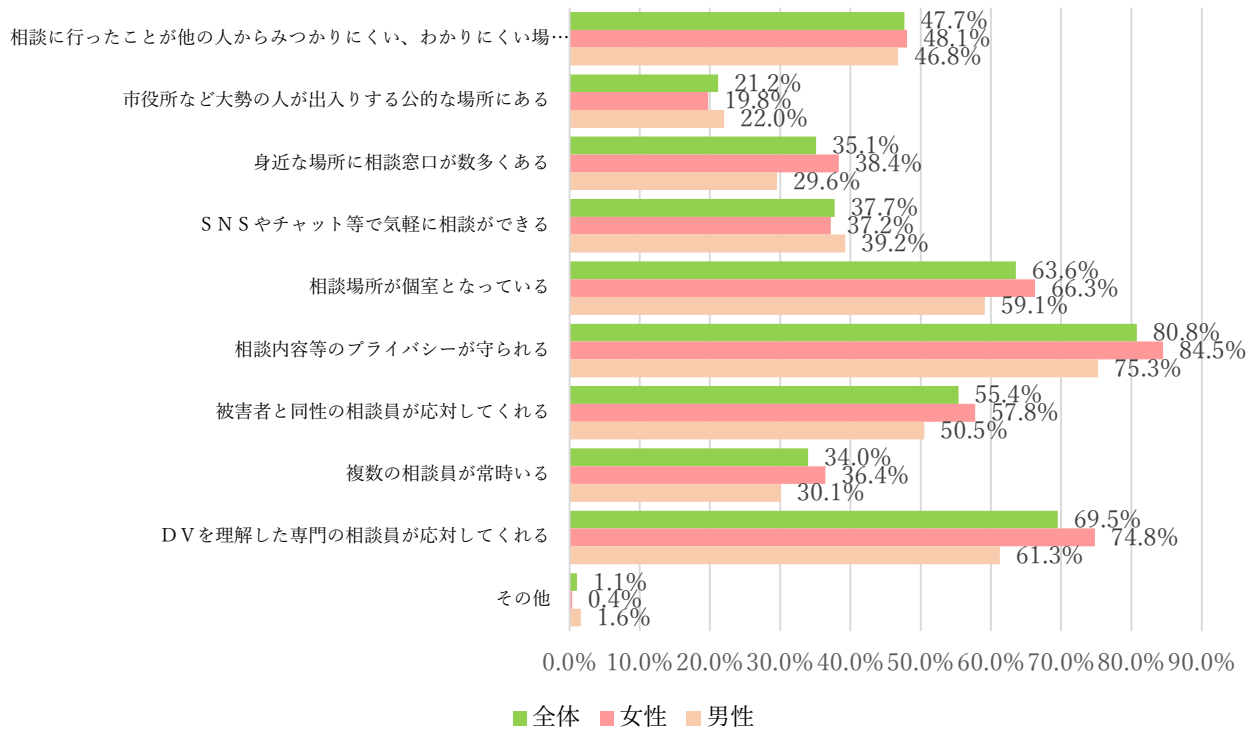
また、「相談窓口に必要な事」（図表16）の問いに対して、「相談内容等のプライバシー

が守られる」(80.8%)が一番多く、続いて「DVを理解した専門の相談員が対応してくれる」(69.5%)、「相談場所が個室となっている」(63.6%)、「被害者と同性の相談員が対応してくれる」(55.4%)となり、相談者のプライバシーが守られることを重視していることが判りました。また、「SNSやチャット等で気軽に相談できる」(37.7%)も一定数必要だという意見がありました。



相談窓口に必要な事 (R7)

図表16



今後の取組

困難な問題を抱えた女性に限らず、相談者の多くが複雑多様な問題を抱えています。相談者の自己決定を尊重した相談体制を構築します。

また、相談者の相談に適切に応じられるよう、専門知識を持った複数の女性相談支援員の配置、個室など相談者のプライバシーに配慮した相談場所の提供、守秘義務の徹底を行うなど、相談しやすい窓口となるよう取組みを進めます。相談者の状況に応じた適切な支援を関係機関と連携し実施します。必要に応じて、裁判所や法テラスを利用したの弁護士相談や保護施設などに女性相談支援員が相談者に同行し、相談者の心理的負担を軽減します。特にDV相談は、その特性や被害者の置かれている状況を理解し、「逃げない人のための支援」も必要となります。被害者の立場と意思を尊重した相談が重要です。今後も複数の窓口で本人が状況説明を繰り返す必要が無いよう関係機関が連携し、適切な支援につないでいきます。

また、男性のDV被害者に対する相談体制についても検討が必要です。

| 施策の方向と取組内容 | 区分 | 担当課 |
|---|----|---------|
| <p>①相談者の自己決定を尊重した柔軟な対応</p> <p>必要に応じて相談者に同行し、各手続きを円滑に行えるよう相談者の負担軽減を図ります。対応が困難なケースでは、県女性相談支援センターや関係機関等と連携し、ケースカンファレンスを行う等協力して対応します。</p> | 継続 | 福祉総合相談課 |

| | | |
|---|----|--|
| <p><u>②無料法律相談・無料人権相談の活用</u> 法的な問題の解決を図るため、市の無料法律相談や法テラスを活用します。</p> | 継続 | 市民生活課 |
| <p><u>③相談体制の整備と充実</u> 他市の状況を調査し、相談しやすい体制の整備を進めます。また、相談窓口に出向く際に周辺の目が気になる、電話等でも周辺が気になる等の意見もある現状から、安全で安心して相談できる体制についての研究を進めます。</p> | 拡充 | 福祉総合相談課 |
| <p><u>④苦情処理の体制の整備</u> 苦情の申し出を受けた場合、適切かつ迅速に対応します。必要に応じDV防止連絡会（困難な問題を抱える女性のための支援調整会議）等で協議し、再発防止に努めます。</p> | 継続 | 福祉総合相談課 市民交流課 |
| <p><u>⑤加害者向けプログラムに関する情報収集</u> 国において、加害者の更生のための指導について調査研究が進められていることから、これらの調査研究の情報収集に努めます。</p> | 継続 | 福祉総合相談課 市民交流課 |
| <p><u>⑥男性DV被害者に対する相談体制の検討</u> 男性DV被害者に対する相談体制の検討を行います。</p> | 継続 | 福祉総合相談課 市民交流課 市民生活課 高齢介護支援課 障がい療育支援課 |

個別目標（２） 関係機関との連携強化

現状と課題

様々な理由から支援を必要としながらも相談に至っていない状況があり、今まで以上に関係機関との連携が必要です。このため、DV等の被害者や困難な問題を抱える女性に対する支援では、相談を受ける機関だけでなく、様々な分野の機関が関わっているため、これらの機関が、共通した認識のもとに情報を共有し連携を行うことによって、相談者に対する支援を効果的に実施することが必要です。

今後の取組

民間団体を含めた各関係機関が緊密に連携し、各窓口での相談、一時保護、自立支援の状況等、多様な相談者のニーズに合わせた支援について情報の連携や協力を行います。

| 施策の方向と取組内容 | 区分 | 担当課 |
|---|----|-------------------|
| <p>①DV防止連絡会（困難な問題を抱える女性のための支援調整会議）の開催</p> <p>平成18年から実施している富士宮市DV防止連絡会に令和8年度から実施する困難な問題を抱える女性のための支援調整会議の機能を付加し、情報の共有や交換を充実させ、関係機関相互の連携、協力を推進します。</p> | 拡充 | 福祉総合相談課 関係部署 |
| <p>②富士宮市要保護児童対策地域協議会での連携</p> <p>DVはこどもの虐待と関係しているため会議に参加し、情報共有・連携を深めます。</p> | 継続 | 福祉総合相談課 こども未来課 |
| <p>③静岡県困難な問題を抱える女性支援調整会議での連携</p> <p>静岡県困難な問題を抱える女性支援調整会議に参加し、情報共有・連携を深めます。</p> | 新規 | 福祉総合相談課 |

個別目標（3） 相談員の専門性の向上

現状と課題

相談者が安心して相談し、支援を受けるためには、相談者には様々な背景がある実情を相談員が理解したうえで、相談者の立場に配慮した対応が必要です。

また、相談の主訴が、配偶者やパートナーからの暴力に関するものや、困難な問題を抱える女性に関するものなど、その背後に複合的な問題を抱えているケースがほとんどであるため、相談員は常に新しい情報に関する知識や専門的な相談援助技術の習得が必要です。

今後の取組

毎年、県で実施する女性相談支援員研修や、全国女性相談支援員連絡協議会等で実施する研修会などに参加し、相談員の専門性の向上を図ります。

| 施策の方向と取組内容 | 区分 | 担当課 |
|---|----|------------------|
| <p>①相談員の研修参加・支援体制の充実</p> <p>様々な相談や困難事例に対応できるように、相談員が国や県主催の研修会へ積極的に参加します。また、相談員の二次受傷やバーンアウトを防ぐためのサポート体制の充実に努めます。</p> | 拡充 | 福祉総合相談課 市民交流課 |